規則

○国家公安委員会規則第九号

特定秘密の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第百七十七号）の施行に伴い、国家公安委員会行政文書管理規則及び国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十日

国家公安委員会委員長　武田　良太

国家公安委員会行政文書管理規則及び国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則

（国家公安委員会行政文書管理規則の一部改正）

第一条　国家公安委員会行政文書管理規則（平成二十三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） **第三十二条**　特定秘密である情報を記録する行政文書については、この規則で定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）、特定秘密の指定及び解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成二十六年十月十四日閣議決定）及び特定秘密の保護に関する法律施行令第十一条第一項の規定に基づき定められた国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第十一号）に基づき管理するものとする。	（特定秘密である情報を記録する行政文書の管理） **第三十二条**　特定秘密である情報を記録する行政文書については、この規則で定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）、特定秘密の指定及び解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成二十六年十月十四日閣議決定）及び特定秘密の保護に関する法律施行令第十二条第一項の規定に基づき定められた国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第十一号）に基づき管理するものとする。

（国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部改正）

第二条　国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
（特定秘密管理者） **第二条**　国家公安委員会における令第十一条第一項第一号に規定する特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）は、警察庁長官官房国家公安委員会会務官（以下「会務官」という。）とする。 （保全責任者等） **第三条**　［略］ 2　保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等（令第四条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。 ［3・4　略］	（特定秘密管理者） **第二条**　国家公安委員会における令第十二条第一項第一号に規定する特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）は、警察庁長官官房国家公安委員会会務官（以下「会務官」という。）とする。 （保全責任者等） **第三条**　［同上］ 2　保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等（令第五条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。 ［3・4　同上］